

1
 広報

とちぎ

2015
 特別号

発行/栃木市

〒328-8686 栃木県栃木市万町9-25

編集/総合政策部秘書広報課

☎0282-21-2316

<http://www.city.tochigi.lg.jp>



氾濫した巴波川

関東・東北豪雨において
 被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます



1日も早い

復旧に向けて

毎年9月初旬は国により防災週間と定められています。市ではこれまでも「大きな災害は忘れたころにやってくる」という教訓を合言葉に、広報とちぎで特集をするなど、防災についての様々な啓発事業を行ってまいりました。今回はそんな教訓を心底痛感せざるを得ない未曾有の大災害に見舞われ、市内各地に甚大な被害もたらされました。

台風18号の影響により9月9日から降り始めた雨は猛烈な勢いで降り続け、巴波川や永野川をはじめとする市内の各河川が、あっという間に水かさを増していきました。10日未明には、気象庁より県内全域に、重大な災害の危険性が著しく高まっていることを示す「大雨特別警報」が発令されました。この豪雨により、栃木地域や藤岡地域などでは、広範囲にわたる浸水の被害を受けたほか、各地で冠水、落橋、土砂崩れによる被害が発生するなど、市内の至るところに大きな爪痕を残しました。発生から約1か月を経た現在においても、全庁を挙げて災害の復旧支援を行っているところであります。

このような状況の中、今回は大雨災害の発生直後より、多くの皆さんが市を支えてくださいました。当日は大雨が降り続く中市消防団が出勤し、各地で避難所への避難誘導や、危険箇所への土嚢の設置などを行いました。水が引いた後からは、市内はもとより県内外より多くのボランティアの方が市を訪れ、連日、浸水した住居・建物の片づけや、災害ゴミの収集などの作業にあたりました。また、1.5メートルもの浸水に遭った藤岡地域の部屋小学校では、保護者や地元の皆さんによる復旧作業が行われました。こうした多くの皆さんの力により、市は着実に復旧へと向かいつつあります。

市では、被災された皆さんの助けとなるよう、住宅等が浸水被害にあった皆さんへのお見舞金の支給をはじめ、農業や商工業などの各種産業の支援など、復旧に向けた様々な支援事業等を策定いたしましたので、ぜひご利用いただければと思います。現在行っております支援事業の詳細につきましては、この特別号の2・3頁をご覧ください。また、さらなる支援についても検討しておりますので、決定し次第、随時お知らせしてまいります。

今後とも市は、市民の皆さんと共に、一日でも早い復旧に努めてまいります。ご協力のほど、よろしく願っています。

栃木市長 鈴木俊美

栃木市の支援策～復旧・復興支援～

本 本庁(万町9-25) 大 大平総合支所(大平町富田558)
 藤 藤岡総合支所(藤岡町藤岡1022-5) 都 都賀総合支所(都賀町家中5982-1)
 西 西方総合支所(西方町本城1) 岩 岩舟総合支所(岩舟町静5133-1)

災害見舞金の支給

【栃木市からの見舞金】

災害により、お住まいの住宅や事業を営む事業所が全壊、半壊、床上浸水、床下浸水により被害を受けた世帯主・事業主の方に対し、見舞金をお渡しします。

- ◆見舞金額 ・全壊、半壊、床上浸水の場合 100,000円
 ・床下浸水の場合 10,000円

※本市に居住・住民登録されている方または本市に事業所を有して事業を営んでいる方が対象となります。

※アパート、借家などにお住まいの単身世帯の場合、上記の額の半額となります。

※現に人が使用していない空き家は該当になりません。

被害があったと見込まれる地域においては、家屋の状況を順次調査し、対象となる方に対し10月以降にお伺いし見舞金をお渡しします。

- 問合せ先：本 社会福祉課 ☎(21)2202

【栃木市社会福祉協議会からの見舞金】

社会福祉協議会においても、次のとおり見舞金をお渡しします。

- ◆見舞金額 ・全壊、半壊、床上浸水の場合 20,000円
 ・床下浸水の場合 5,000円

※本市に居住・住民登録されている方または本市に事業所を有して事業を営んでいる方が対象となります。

※現に人が使用していない空き家は該当になりません。

※市からの見舞金と併せてお渡ししますので、申請の必要はありません。

- 問合せ先 栃木市社会福祉協議会 ☎(22)4457

被災者住宅復旧支援事業

- ◆補助対象 市内に住所を有する個人が行う住宅の復旧費用（10万円以上の復旧工事費対象）

- ◆補助限度額 全壊100万円 半壊50万円
 一部損壊10万円〔復旧費用の2分の1〕

※補助を受ける場合、申請が必要です。（必要書類など詳細は問い合わせください。）

※既に、復旧を終えている場合も対象となります。

※原則として、被害箇所の写真など被害状況が確認できる物が必要となります。

※カーポート、物置、塀などは対象外です。

※全壊、半壊の判断は、原則として、市担当者が現地調査に基づき決定します。

※損害保険の給付金などは、復旧工事費から控除します。

全壊・半壊・一部損壊の一例

- ・全壊 流失または浸水による損壊が甚大で補修による復旧が困難な状態
- ・半壊 床上浸水かつがれき等の衝突により外壁が損傷している状態
- ・一部損壊 半壊に至らない程度の破損で補修が必要な状態（ガラスが数枚破損した程度は除く）

- 問合せ先 本 危機管理課 ☎(21)2551

被災事業所等復旧支援事業

豪雨により、大きな被害を受けた事業所等の建築物復旧工事に対し、補助金を交付します。

- ◆補助対象 市内にある事業所等の建築物に関する復旧費用〔10万以上の復旧工事費対象〕

- ◆補助限度額 全壊 100万円 大規模半壊 75万円
 半壊 50万円 一部損壊 10万円

※既に復旧を終えている場合も対象となります。ただし、被害箇所の写真がない場合など被害が確認できない場合、対象とならないことがあります。

※損害保険の給付金などは、復旧工事費から控除します。

※一部損壊の場合の補助率は、復旧費用の2分の1

（千円未満切り捨て、消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 問合せ先 本 危機管理課 ☎(21)2551

お知らせ

自治会公民館等の支援

自治会の公民館等が今回の災害で被害を受けた場合は、下記まで問い合わせください。

- 問合せ先 本 生涯学習課 ☎(21)2486

浸水被害による家屋の固定資産税・都市計画税の減額措置

床上浸水でかつ水流や泥流、がれきの衝突により外壁が損傷（割れ、へこみ）している住宅につきましても、申請いただくことにより今年度これから到来する納期分の税額が減額できる場合があります。該当する家屋を所有する方は、各地域の資産税担当までご連絡、ご相談ください。

※床下浸水は対象になりません。

※車庫や物置、倉庫、店舗など住宅でない場合は、床上浸水でも家屋の損害割合2割以上がなければ減額の対象とはなりません。

- 問合せ先 本 資産税課 ☎(21)2271 / 大 税務課 ☎(43)9208

藤 税務課 ☎(62)0902 / 都 税務課 ☎(29)1101

西 地域まちづくり課 ☎(92)0305 / 岩 税務課 ☎(55)7758

各相談窓口

納税相談

大雨による被害により市税等の納付が困難な方は、相談にお越しください。

- 問合せ先 本 収税課 ☎(21)2281 / 大 税務課 ☎(43)9208

藤 税務課 ☎(62)0902 / 都 税務課 ☎(29)1101

西 地域まちづくり課 ☎(92)0304 / 岩 税務課 ☎(55)7753

障がい者・高齢者の相談

被災した皆さんの不安等の相談を行っています。

- 障がい者の方の相談の問合せ先 本 社会福祉課 ☎(21)2205

- 高齢者の方の相談は、下記の各地区・地域包括支援センターへ

栃木地域：栃木中央☎(21)2245 / 吹上☎(31)1002 / 皆川☎(22)3991

寺尾☎(31)1120 / 国府☎(27)3855 / 大宮☎(28)2113

大平地域：☎(45)1799 / 藤岡地域：☎(62)0911 / 都賀地域：☎(28)0772

西方地域：☎(92)0032 / 岩舟地域：☎(55)7782

建築物に関する相談

被災した住宅及び建築物の復旧に関する建築相談窓口を設置しています。

通常、建築物の修繕には建築基準法の規定が適用され、事前の手続きが必要となりますが、災害により破損した建築物を応急修繕する場合は手続きが不要となります。

- 問合せ先 本 建築課 ☎(21)2441、2442

中小企業向け融資制度に関する相談

被災した中小企業に対する融資制度のご相談を受け付けています。

- 問合せ先 本 商工観光課 ☎(21)2372

奨励金の返還相談

被災した奨励金返還予定者の相談を受け付けています。

- 問合せ先 本 教育総務課 ☎(21)2461

農地、農業施設災害復旧事業(国庫)に要する地元負担の支援

国庫補助金を利用して行われる災害復旧事業の地元負担金について、市が全額を負担します。

- 【支援策】 ・国庫補助 農地：50%、施設：65%
 ・市補助 農地：50%、施設：35%

地元負担なし

- 問合せ先 本 農林課 ☎(21)2279

農地、農業施設市単独土地改良事業(災害復旧事業)に要する地元負担の支援

小規模な災害復旧工事に対する市の補助率を見直し、地元負担の軽減を図ります。

- 【支援策】 ・市補助 農地・施設：100%

地元負担なし

- 問合せ先 本 農林課 ☎(21)2279

お知らせ

災害廃棄物の搬入について

旧栃木中央小跡地の災害廃棄物仮置き場については、10月20日（火）まで受け入れを行います。それ以降は、とちぎクリーンプラザ（梓町）に搬入してください。ただし、運べない事情がある場合は、(本)環境課または各総合支所生活環境課までご相談ください。

- 問合せ先 本 環境課 ☎(21)2142

現在調整中の復旧・復興支援

中小企業再建支援事業費補助金

平成27年9月関東・東北豪雨により被災した中小企業者を対象に、申請により生産設備等の再建に要した費用の一部を補助します。

●問合せ先 本 商工観光課 ☎(21)2372

中小企業災害復旧関連資金融資利子補助金

平成27年9月関東・東北豪雨により被災した中小企業者で、災害復旧に係る融資を受けたことにより生じる利子に対し、一部を補助します。

●問合せ先 本 商工観光課 ☎(21)2372

共同墓地災害復旧支援事業費補助金

市内に設置されている共同墓地において、豪雨により土砂崩落を起こした法面および通路に対し、その箇所を復旧する際の費用の一部を補助します。

●問合せ先 本 環境課 ☎(21)2142

被災住宅再建等の利子補給

豪雨による被災者が、住宅再建等のために必要な資金(限度額500万円)を金融機関から借入したことにより生ずる利子に対し、補助します。

●問合せ先 本 住宅課 ☎(21)2451

農業経営の安定及び生活支援

ア いちご苗等の優良種苗緊急確保事業

豪雨により不足しているいちご苗等の購入に係る費用を支援します。

イ 畜産防疫支援事業

畜産農家の方を対象に、対象防疫防除のための石灰を配付します。

ウ 農業用機械等購入費等補助事業(生産向上意欲対策)

冠水し故障した農業用機械の修理、買い替えを支援します。

エ 県農漁業災害対策特別措置条例の適用

病害虫防除、樹草勢回復、被害農作物等取り片付け作業費補助金を交付します。

県50%、市50% 農家負担なし

オ 農業用共同利用施設復旧支援

地域の農家が利用する共同利用施設の復旧を支援します。

カ 水稲収穫後被災農家支援

収穫後の水稲被害への支援をします。

●問合せ先 本 農林課 ☎(21)2383

個人所有地等の災害復旧費用に対する支援

個人所有地等における、土砂崩れや倒木等の撤去費用に対して、その費用の一部を補助します。

●問合せ先 農地・農業施設 本 農林課 ☎(21)2279

その他の土地等 本 危機管理課 ☎(21)2551

栃木市豪雨災害義援金の募集について

栃木市では、被災された市民の皆さんへの援護の一助として、次のとおり義援金を募集しています。何卒、多くの方々からの義援金をよろしくお願ひします。

1 受付方法

(1) 口座への振込みの場合は、次の金融機関の口座へお振込みください。

金融機関	口座番号	口座名義
足利銀行 栃木支店	普通 5056843	栃木市災害対策本部
みずほ銀行 栃木支店	普通 1988658	
栃木銀行 栃木支店	普通 1037246	
栃木信用金庫 本店営業部	普通 0397359	
ゆうちょ銀行・郵便局	00120-8-324037	

※足利銀行、みずほ銀行、栃木銀行、栃木信用金庫の本支店及び全国地方銀行協会会員銀行、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での振込みの場合は、取扱手数料が無料になります。(いずれも、ATMの場合は有料になります。)

(2) 現金を直接市にお持ちくださる場合は、次の窓口でお預かりします。

本 財政課 / 大 地域まちづくり課

隣 地域まちづくり課 / 部 地域まちづくり課

西 地域まちづくり課 / 岩 地域まちづくり課

2 義援金の取扱い

お預かりした義援金は、栃木市災害対策本部を通じ、被災者へ配分します。

※義援金をかたった詐欺には十分ご注意ください。

●問合せ先 本 財政課 ☎(21)2321

市内の被災状況(10月5日現在の集計)

○人的被害 死亡1人

○建物(住家、事業所等)被害

・床上浸水 1,093棟

・床下浸水 1,720棟

・損壊 9棟

○避難の状況

9月10日現在(最大時)

避難所数 16箇所 避難者数 446世帯 1,055人

10月5日現在

避難所数 4箇所 避難者数 68世帯 92人

○被害を受けた教育施設

市内公立小中学校 10校 公立保育園 3園

○土木施設

被災した市道 25路線 橋梁 6箇所 河川 4箇所

○農業・農業施設被害

被害農家戸数 2,052戸 被害面積 1497.14ha

被害金額 約12億4千万円

○土砂崩れ

土砂崩れ発生箇所 75箇所



復旧作業に参加する消防団員



部屋小学校における復旧作業



災害ゴミの一時集積場となった旧栃木中央小学校での作業



地すべりによる作業所の倒壊(西方町真名子)



冠水による通行止め(西方町本城)



福祉施設裏手の土砂崩れ(都賀町白久保)



土砂崩れの現場を視察する
福田知事と鈴木市長



増水による道路被害(小野寺北小周辺)



浸水した市役所本庁舎周辺



水害による落橋(大平町西水代)



大きな浸水被害を受けた部屋小学校



水に覆われた地域(藤岡町西前原付近)



被災箇所(主なもの)

凡例

- ✕ 道路の損傷
- ▲ 土砂崩れ
- 河川橋梁被害
- 公園施設の被害
- 建物への浸水発生区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25情復、第855号)